


所管部課	社会教育部中央図書館	部長	小俣 学			
件名	東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立図書館処務規則				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>移動図書館のみずうみ号が車両の老朽化等の理由により、令和3年3月末をもって運行を終了することから、移動図書館事業を廃止し、東大和市立図書館運営規則から移動図書館に係る文言を削除するものである。</p> <p>(1) 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条第1項中第9号「移動図書館の運営」を削り、第10号を第9号とする。</li> <li>・第4条第2項「前項の規定にかかわらず、移動図書館の開館時間にあつては、ステーションごとに中央館長が指定する。」を削る。</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>実施している事業内容と規則に掲げる事業内容との整合が図れる。</p> <p>なお、移動図書館の事業を廃止することに伴い、経過措置として、現行のステーション5か所を庁用車（軽ワゴン車）で2年間巡回し、予約資料の受け渡しや返却等に対応する。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 令和3年1月22日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p> <p>(2) 文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、関連事務を速やかに進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。